

---

2024年度 裁判所事務官(一般職)  
専門記述(憲法)  
講評&解答例

---





**問題**

政教分離原則の意義について説明した上で、政教分離原則違反の判断基準について論ぜよ。

**論点**

- 1 政教分離原則の意義
- 2 政教分離原則違反の判断基準
  - (1) 目的・効果基準
  - (2) 総合判断の手法

**解答例**

## 1 政教分離原則の意義

政教分離原則とは、国教制度を否定し、国がすべての宗教に対して中立的立場をとるという原則をいう（国家の宗教的中立性）。西欧では、政教一致の国教政策とそれに対する国民の抵抗の歴史が長く続いていたことから、信教の自由は、自由権の中でも最も古い人権の1つとされる。それゆえ、政教分離原則の根底には、宗教同士の徹底した平等主義がある。憲法上、宗教団体への特権付与・宗教団体の政治権力行使を禁止する20条1項後段、国の宗教的活動を禁止する同条3項、宗教上の組織・団体への公金支出を禁止する89条前段が政教分離原則の表れである。

政教分離原則の法的性格につき、争いあるも、個人の信教の自由の保障を強化するための手段として、国家と宗教の分離を制度として保障したものと捉えるべきである（制度的保障説）。すなわち、政教分離を制度として保障することによって、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである（津地鎮祭事件判決に同旨）。

## 2 政教分離原則違反の判断基準

20条3項は国が宗教的活動を行うことを禁止しているが、国が宗教とのかかわり合いをもつことをまったく許さないとする趣旨ではない。現代国家が福祉国家として、宗教団体に対しても、他の団体と同様に平等の社会的給付を行わなければならない場合もあるからである。すなわち、国と宗教とのかかわり合いが国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合に政教分離原則違反とされるのである。

では、どのような国と宗教とのかかわり合いが禁止されるのか。これまでの判例では、目的・効果基準と総合判断の手法が採用されている。

## (1) 目的・効果基準

この基準は、国の行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進

または圧迫、干渉等になるような行為であるとするものである。国による公金支出行為には宗教性と世俗性が同居していることから、その優劣を決するためには目的・効果基準が有用とされている。津地鎮祭事件以来、多くの判例で採用されており、愛媛玉串料訴訟では、愛媛県が玉串料を公金から支出した行為を、玉串料の奉納の目的は宗教的意義を有し、その効果は靖国神社を援助、助長、促進するものであるので、政教分離原則に違反し違憲であるとした。

(2) 総合判断の手法

この基準は、政教分離規定に違反するか否かは、問題とされる宗教的施設の性格、土地の無償提供をすることとした経緯、無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきとするものである。近時、砂川空知太神社訴訟、孔子廟訴訟で採用されている。前者では、砂川市が市有地を神社の敷地として無償で貸与することは宗教上の組織・団体に対する公の財産の利用提供に当たり、特権付与にも当たるとし、後者では、孔子を祀った久米至聖廟の公園敷地の使用料を全額免除した行為を「宗教的活動」に当たるとし、いずれも違憲とした。

(約 1230 字)

以上

講評

難易度：B [標準]

政教分離原則に関する出題は 2012 年以來、12 年ぶりである。内容面では、政教分離原則の意義、政教分離原則違反の判断基準という基本的知識を聞いており、多くの受験生はそれなりに書くことができたと思われる。

政教分離原則の意義については、国家の宗教的中立性や非宗教性を自分なりの言葉で表現できれば十分であるが、政教分離原則の法的性格については触れておくべきである。ここは、制度的保障説に立つのが無難であろう。なお、字数の関係で解答例では述べていないが、政教分離原則が求められる趣旨として、①信教の自由の保障を強化するため、②民主主義を確立させるため、③宗教と国家の墮落を防止するため等に言及すると加点事由になる。

政教分離原則違反の判断基準として、「目的・効果基準」と「総合判断の手法」がある。「目的・効果基準」は、津地鎮祭事件を指導的判例として多くの判例で採用されており、愛媛玉串料訴訟で最初の違憲判決を導いている。「目的・効果基準」の定義は書きやすいと思われるので、是非、正確に記述したい。「総合判断の手法」は、宗教的施設の性格、これまでの経緯、無償提供の態様、一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断する手法で、最近、砂川空知太神社訴訟と孔子廟訴訟で採用された基準である。いずれも違憲とされているため、書きづらい面があるが、この基準に言及できるかどうかが鍵となる。







れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

KL23774